

施策マネジメントシート

基本施策名 01 人権・平和のまちづくりの推進	施策統括課	市長室	氏名	吉田 徳史
政策名 1 人権・平和・男女平等参画	主な関係課	オンブズマン事務局・公民館		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 ・市民 ・市職員
--

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 人口(4月1日時点)	人
イ 市職員数(4月1日時点)	人
ウ	
エ	

② 施策の目的 互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)	単位
1 ア 市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合	%
イ ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合	%
2 ア 市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合	%
イ 市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%
3 ア	
イ	
4 ア	
イ	

2 第2次基本計画期間(令和2~令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 人権意識の醸成と普及啓発	ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、市民が互いの人権や多様性について対話等を通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のない自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。 ◆市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸成を図ります。 ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。 ◆人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットや私人間における人権侵害等の課題を解消するための取り組みを行います。 ◆市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。
2 時代を見据えた平和意識の創造	平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や搾取等の社会構造上の困難がなく、そして、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識や他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在する状態を意味します。市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から広く社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、次世代に向けて戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。 ◆平和首長会議等を通じて、他自治体や他機関との連携を行い、平和活動の推進を図ります。 ◆学校や公民館等において、平和教育を推進します。
3		
4		

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標達成度			
対象指標	ア	人	見込み値	76,080	76,065	76,098	76,106	76,140	76,072	76,017	75,972	目標達成度			
			実績値	76,282	76,423	76,278	76,182	75,816							
	イ	人	見込み値	478	474	470	466					達成・未達成	前年度比較		
			実績値	479	470	487	487	484							
ウ			見込み値												
			実績値												
エ			見込み値												
			実績値												
成果指標	展開方向1	ア	%	成り行き値	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	達成		
				目標値	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	38.2	38.9	39.6			
				実績値	34.7	41.3	—	37.7							
		基本計画における指標の説明又は出典元				市が「人間を大切に」まちづくりを行っていると思う市民の割合 ※令和元年度第12回市民意識調査より設問の新設。令和元年度(34.0)と令和2年度(34.7)の実績値を参考に毎年度0.7ポイント上昇させることを目標とした。									
		イ	%	成り行き値	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	達成	
				目標値	97.9	98.2	98.5	98.8	99.1	99.4	99.7	100			
	実績値			100	100	集計中	集計中								
	基本計画における指標の説明又は出典元				ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合 ※令和5年度に100%目指し、平成30年度の実績との差を均等配分し、毎年度0.6ポイントの上昇を目指す。										
	展開方向2	ア	%	成り行き値	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1	達成	
				目標値	50.0	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0	56.0	57.0			
				実績値	50.1	53.1	—	57.3							
		基本計画における指標の説明又は出典元				市が平和を大切にしているまちだと思ふ市民の割合 ※令和元年度「第12回市民意識調査」より設問変更。令和元年度、2年度の実績値を基準に毎年度1ポイント上昇させることを目標としました。									
イ		%	成り行き値	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	達成	向上	
			目標値	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0	96.0	97.0	98.0				
	実績値		96.3	95.3	92.6	94.4									
基本計画における指標の説明又は出典元				市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合 ※令和元年度の実績値を基準に毎年度1ポイント上昇させることを目標としました。											
展開方向3	ア		成り行き値												
			目標値												
			実績値												
	基本計画における指標の説明又は出典元														
	イ			成り行き値											
				目標値											
				実績値											
	基本計画における指標の説明又は出典元														
展開方向4	ア		成り行き値												
			目標値												
	イ			成り行き値											
				目標値											
基本計画における指標の説明又は出典元															
事務事業数				本数			3								
施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円											
			都道府県支出金	千円				1,989							
			地方債	千円											
			その他	千円											
			一般財源	千円					4,595						
	事業費計(A)	千円	0	0	0	6,584	0	0	0	0	0				
	人件費	延べ業務時間	時間				14,200								
	人件費計(B)	千円				43,598									
トータルコスト(A)+(B)				千円	0	0	0	50,182	0	0	0	0			

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

○平成31年4月施行の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」やオンブズマン制度、「しょうがいしゃがあたり前に暮らすまち宣言の条例」など、様々な人権政策を実施してきていることが着実に市民等に浸透してきている。
 ○毎年12月の人権週間を拡大し、「くにたち人権月間」として3年が経過し、本事業の認知が広がったこと、年々当事者団体や市内の各部署の数が増え、事業規模が大きくなったことが広く人権の認識の向上につながったものとする。
 ○令和5年度の平和事業は、伝承講話やコトバ展など、若い世代の参加を広げることができた。
 ○平和首長会議多摩地域平和ネットワーク会議が正式に発足し、会長市として運営を担うこととなり、初年度として平和宣言を取りまとめることができた。引き続き、25市と共に多摩地域における「平和文化の振興」について取り組んでいく。
 ○市民の人権や平和の意識は、市の施策だけでなく、家庭や職場、学校、メディアなど、様々な分野の影響が強く反映することから、意識調査の結果の推移については慎重に見ていく必要がある。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

【人権施策】平成28年(2016年)に差別解消三法(略称:障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が施行、その後、令和元年にアイヌ施策推進法、令和5年6月にはLGBT理解増進法が施行されるなど、様々な人権分野の法整備が整っている。

部落差別やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBTなどの人権分野において、市民や市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必須であり、差別や偏見をなくし多様性を理解し、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められている。自治体においては、相模原市や明石市など地域の実情を踏まえた人権条例を策定する自治体が増えてきている。

【平和施策】市では、平成12年(2000年)に「国立市平和都市宣言」を制定し、平成31年(2019年)4月施行の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6月21日を「くにたち平和の日」として制定している。戦後80年が間近にせまる中、戦争体験者の高齢化と次世代への伝承が課題となっている。また、戦争や紛争だけでなく、日常の平和について考える機会の創出も考えていく必要がある。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

【人権施策】
 ○人権救済に対処する仕組みの構築。 ○インターネットにおける人権問題への対応策の検討。 ○女性の人権擁護(DV対応含む)に対する施策強化 ○当事者の体験を話す場の構築。 ○子ども達に人権について考える機会を作って欲しい。
 ○市職員の人権意識の醸成 ○ソーシャル・インクルージョンの可視化 ○人権・平和を学べる場の創設

【平和施策】
 ○戦争体験者の体験を伝える、聞ける場を作って欲しい。○子ども達に戦争体験者の話を伝えて欲しい。
 ○戦争や紛争だけではなく平和を考える場を作って欲しい。○グローバルな視点で平和を学ぶ機会の創出。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

【人権施策】
 ○全国的に人権、平和、多様性を基軸とした条例を制定している自治体は希少であり、条例施行5年日が経過したが依然として視察、取材の依頼が年間通じて入っている。条例に基づく取り組み(人権月間、基本方針の検討など)についても他市にないことから、当事者をはじめ、市内外から評価の声がある。

【平和施策】
 ○伝承者事業やコトバ展など、他市と比較しても特徴的な事業を実施しており、他自治体からの問い合わせ等は頻回にある。
 ○多摩地域平和ネットワーク事業は平和首長会議のモデル的取り組みとして、広島市をはじめ関心を集めており、会長市である国立市への期待の声が寄せられている。

(4) 施策の具体的な取組状況

5年度の取組状況	6年度の取組予定
<p>【人権施策】○人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の花、人権作文、人権メッセージ発表会)、人権月間イベント、人権・平和のまちづくり審議会、職員人権研修 <オンブズマン>○総合オンブズマンへの相談は、市の業務への苦情等が49件、子どもの人権関係が50件、計99件で、このうち申立てに至った8件の調査等を行った。 ○矢川プラスにて出張相談窓口の設置やイベントへの参加に取り組み、オンブズマン制度の周知に努めた。 <公民館>○国立市人権月間に合わせ、「ドキュメンタリー映画『ある精肉店のはなし』上映会と店主・北出新司さんのおはなし」の実施の他、憲法講座「表現の自由はなぜ問題になるのか」や共生社会のマナビ「共に学ぶメンタルヘルス」、また、関東大震災100年に係る連続講座の中で、朝鮮人虐殺事件に係る講演を行うなど、人権課題を切り口にした講座を実施した。 【平和施策】○平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者の講話活動(定期、派遣、学校)、「ふつうの日になったのか原爆の日」展、アンネのバラの講座、被爆樹木アオギリ育成、平和首長会議国内会議の出席、多摩地域平和ネットワーク <公民館>○「平和・近現代史講座」の括りの中で、「関東大震災100年に係る連続講座や、パレスチナ・ガザ侵攻に係る講座を実施した。</p>	<p>【人権施策】○人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の花、人権作文、人権メッセージ発表会など)、人権月間イベント、職員人権研修、条例の基本方針の啓発、人権意識調査の実施 <オンブズマン>○引き続き矢川プラスを活用することにより、市民に対し子どもの権利への理解を深めてもらうために周知・啓発を進める。 ○市内で行われるイベントへの参加を通じて総合オンブズマン制度の周知に取り組む。 <公民館>「人権講座」という括りに限らず、様々な角度から人権を捉え、考えることのできる講座を企画し、実施する。 【平和施策】○平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者の講話活動、東京大空襲関連事業、「ふつうの日になったのか原爆の日」展、アンネのバラ、被爆樹木アオギリ育成などの取組を予定。平和首長会議への出席。多摩地域平和ネットワーク会議の開催。 <公民館>様々な題材を基に、平和を考える講座を企画し、実施する。</p>

6 5年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

【人権施策】

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、被差別当事者を含む市民等の意見や要望を取り入れ、市の人権、平和、多様性に関する基本的な理念となる条例となった。人権・平和のまちづくり審議会を開催し、条例の基本方針を策定し令和6年4月から開始する。
- 法務省委嘱の人権擁護委員を1名増員し、市の人権施策や学校との連携をより強化した。
- くにたち人権月間では、当事者、庁内各部署と共に取り組み、様々なテーマを通して人権を考える事を目的とし、延べ約1,800人の参加者に人権について考える場をつくることができた。
- 総合オンブズマンの相談件数は、一般オンブズマンが49件と令和4年度から増加しており、市民に対する説明能力や接遇の向上は恒常的に求められている。一方、子どもの人権オンブズマンについては、令和4年度の65件から減少し50件となり、約7割が子ども本人からの相談であった。

【平和施策】

- くにたち平和の日イベントでは難民問題をテーマとした。原爆・東京大空襲体験伝承者による講話活動を市内公共施設、市内全小学校、派遣による市内外の会場で開催した。また、同事業は令和5年度から国の派遣事業に認められ、広島市、長崎市育成の伝承者と同様に、市外からの派遣依頼の場合は国が費用を負担することとなった。
- 「ふつうの日になったのか原爆の日」展、アンネのバラ講座、被爆樹木アオギリ育成など、参加型の平和事業を通じ、市民等が平和を考え、発信する機会の提供を図った。
- 平和首長会議の行動計画の「平和文化の振興」を推進するために、多摩26市賛同で平和ネットワーク会議を発足し、初年度の会長市として運営を担い、宣言文及び今後のロードマップを取りまとめた。

○改善余地のある事項・課題等

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づく、ソーシャル・インクルージョンの考えを市民や事業者理解してもらうための啓発や研修等の継続的な取り組みが必要である。
- 子どもは人権意識が醸成される過程であることから、さらなる人権意識の啓発と相談しやすい環境づくりを整える必要がある。
- 市職員の人権意識の向上。企業や団体と連携した人権の取り組みが必要である。
- 平和施策に関し、若年層の参加を増やしていくためにテーマや手法を工夫していく必要がある。
- 戦争体験者の高齢化への課題に対し、次世代に残していく取り組みが求められる。
- 他自治体と連携した平和の取り組みが求められる。

(2) 施策の5年度における総合評価

B

- 成果実績数値の評価(A~E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価
- A: 目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。
 - B: 一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。
 - C: 成果向上のため、一層の努力が求められる。
 - D: 成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。
 - E: 現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 7年度の取組方針

【人権施策】

- 令和6年度開始の「人権平和基本方針」をもとに、市民や庁内の施策をさらに推進していく。
- 条例に基づく、人権に関する推進計画の策定
- 人権擁護委員と一体となった人権啓発活動を実施する(啓発活動、相談の実施など)。
- 総合オンブズマン制度の定着を図るため、子ども食堂など多方面への周知、啓発を継続的に行う。子どもの人権に関する取組では、矢川プラスの活用などアウトリーチの機会を増やしイベントなどを通して相談しやすい環境の整備を図る。

【平和施策】

- 戦争体験者の高齢化の課題、若年層の関わり拡大への取り組みの実施。
- くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話事業の継続実施と共に第3期生の育成を検討する。
- 平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議の実施

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

【人権施策】

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づく基本計画。国立市における人権について学ぶ場の創出。
- 市職員が人権意識とソーシャル・インクルージョンの理念を理解し、業務や市民対応に反映できることを目指す。
- 総合オンブズマン制度の認知度を高めるとともに、子どもの権利を含む市民の権利利益の擁護・救済に向けて安定的な運用を図る。

【平和施策】

- 戦争体験者の体験を次世代に残すため、様々な手法を用いた体験談のアーカイブ化を行う。
- 若年世代の平和事業への参加の向上を図り、市民の意見を取り込んだ平和事業を展開していく。
- 平和ネットワークなど広域的な自治体連携による平和事業の実施。